

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 5 日

各市町立小・中・義務教育学校長 様

埼玉県教育局東部教育事務所
総 務 ・ 給 与 担 当 室 長

雇用保険資格喪失に係る離職票交付希望者の事務手続について

日頃、社会保険事務の適正な執行について御配慮いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、年度末に雇用保険加入者の退職（任期満了を含む）が多く見込まれるため、下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。

記

1 対象職員

雇用保険加入者のうち、令和 2 年 3 月に退職が見込まれる者で、離職票の交付を希望する者

※ 雇用保険加入者

- ・フルタイム再任用職員
- ・4 週につき 9 3 時間勤務の再任用短時間勤務職員
- ・4 週につき 1 2 4 時間勤務の再任用短時間勤務職員
- ・障害者非常勤職員
- ・就業補助員
- ・一部の臨時的任用教職員（該当校には一覧を添付しております）
- ・一部の非常勤講師（該当校には一覧を添付しております）

2 提出書類

（1）別紙 雇用保険資格喪失について

（2）添付書類（いずれも原本証明不要、サイズは A 4 でそろえてください）

ア 人事異動通知書（写）

※平成 3 1 年 4 月 1 日以降分

イ 給与明細書（写）または給与支払簿（写）

※ 平成 3 1 年 4 月分以降、現任校の任用期間の明細（令和 2 年 2 月分まで）

※ 期末勤勉手当の明細は提出不要、差額明細は必要

ウ 出勤簿（写）

※ 非常勤講師のみ、非常勤職員・臨時的任用職員・再任用職員は提出不要

3 提出期限及び提出先

（1）提出期限：令和 2 年 3 月 1 8 日（水）必着

※ 提出期限後に交付希望となった場合でも受付可能です。速やかに提出書類を送付ください。

（2）提 出 先：東部教育事務所 総務・給与担当（郵送または持参）

※ 個人情報を含むため、郵送の場合は送付先を十分に確認のうえ、確実に到達するように御配慮ください。

担当：総務・給与担当 山岸・矢作
電話：0 4 8 - 7 3 7 - 2 7 2 7

別 紙

学 校 名	
学校コード	

雇用保険資格喪失について
(離職票交付希望)

職 員 氏 名	
職 員 番 号	
住所または居所 (※)	〒
電 話 番 号	

(※) 住所又は居所

- ・ 離職後の居住所が明らか ⇒ “離職後の住所又は居所”
- ・ 離職後の居住所が不明 ⇒ “離職時の住所又は居所”

雇用保険被保険者の方へ

雇用保険資格喪失に係る離職票の交付希望について

退職（任期満了を含む）により、雇用保険資格喪失となりますが、離職票の交付希望者については発行手続きを行いますので、離職票が必要な場合は、別紙に必要事項を記入し、学校事務担当者にお渡しください。

※ 離職票の交付を希望された方には、手続き終了後、学校経由で離職票を交付します。

※ 離職票は失業手当の申請に必要となりますが、手当を受給するためには、受給要件を満たす必要があります。

（受給要件：原則として離職日以前2年間に12か月以上雇用保険被保険者期間があること）
また、年度末及び年度初めはハローワークの繁忙期であることから、離職票がお手元に届くまで1か月以上かかってしまう場合があります。なお、離職票が届く前でも、失業手当受給の仮手続きが行えます。

失業手当受給要件及び手続きに関する詳細に関しては、ハローワークにお問い合わせください。

※ 離職後、国民健康保険等に参加する際、離職票が必要となることがあります。

扱いが市区町村によって異なりますので、詳細については、居住市区町村へお問い合わせください。

東部教育事務所 総務・給与担当
電話：048-737-2727